

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成一七年三月三十一日法律第一八号)(衆)

一、提案理由(平成一七年三月一八日・衆議院本会議)

○橘康太郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、公共工事の品質確保の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その促進に関する基本的事項を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、公共工事の品質確保に関し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないことなどの基本理念を定めること、

第二に、公共工事の発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないこと、

第三に、公共工事の発注者は、競争参加者から技術提案を求めるように努め、これを適切に審査し、評価しなければならないこととし、この場合には、中立かつ公正な審査及び評価が行われるよう必要な措置を講ずるものとするほか、技術提案についての改善、高度な技術等の提案を求めた場合における予定価格について定めること、

その他、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること

などであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日の国土交通委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、本案につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

……………(略)……………

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成一七年三月一八日)

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。
- 二 公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む

検討を行うこと。

- 三 発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。
- 四 入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。
- 五 施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努めること。
- 六 技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。
- 七 体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。
- 八 技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏まえ、適切に定めること。
- 九 適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。

右決議する。

二、参議院国土交通委員長報告（平成一七年三月三〇日）

○田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、その品質確保の促進に関する基本的事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案を議員立法で提出した経緯と理由、技術審査、技術提案制度の運用上の諸問題、談合等不正行為の防止策、公共工事における労働条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して仁比委員より修正案が提出され、次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一七年三月二九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。

- 二、公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。
- 三、発注者による競争参加資格の設定に当たっては、新規参入企業の競争への参加が阻害されないよう配慮すること。
- 四、入札に参加しようとする建設業者が適切に評価されるよう、入札参加希望者登録制度における格付け及び経営事項審査制度の適切な運用に努めること。
- 五、施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるよう努めること。
- 六、技術提案制度の運用に当たっては、発注者の自主性が尊重され、工事の内容に応じた適切な判断がなされるよう配慮すること。
- 七、体制が整っていない地方公共団体においても、技術提案に関する審査及び評価を適切に行うことができるよう配慮すること。
- 八、技術提案の審査の結果を踏まえて予定価格を定める場合においては、学識経験者の意見も踏まえ、適切に定めること。
- 九、適正な施工体制の確保、下請代金の適正な支払の確保等の観点から、施工体制台帳の活用、営業所への立入調査等により、施工の範囲や条件が明確な契約が締結され、下請代金の適正な支払が確保されるなど、元請企業と下請企業の関係の適正化に努めること。
- 十、公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。
- 十一、公共工事に係る工事実績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。